

※本資料につきましては、施設で従事する配置医師の先生方や、診療報酬請求事務ご担当者さまにもご覧いただきますよう、ご配慮方よろしく申し上げます。



大阪府広報担当副知事もずやん

◆医療費の適正な保険請求等にあたって

- I 特別養護老人ホームにおける医療費の適正な保険請求
- II 配置医師以外の保険医が診療する場合の取扱い
- III 特別養護老人ホームで実施される訪問歯科診療

◆柔道整復、はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費について

令和7年4月

大阪府 健康医療部 健康推進室

国民健康保険課 医療指導グループ

【お問合せ先】

TEL06-6941-0351

(内線 2474)

## ◆医療費の適正な保険請求等にあたって

### I. 特別養護老人ホームにおける医療費の適正な保険請求

特別養護老人ホームに入所している患者に対する診療で、下記に掲げる診療報酬については算定できません。返還となるケースが多いことから、ご注意ください。

#### 特別養護老人ホームの「配置医師」の診療の一部

特別養護老人ホームに入所している患者に対して配置医師（併設医療機関の医師も含む）が診療を行った場合、介護報酬等において評価されているため、次の診療報酬は算定できません。

- |            |                  |
|------------|------------------|
| ・初診料       | ・再診料             |
| ・外来診療料     | ・往診料             |
| ・特定疾患療養管理料 | ・生活習慣病管理料（Ⅰ）、（Ⅱ） |
| ・退院前訪問指導料  | ・在宅自己注射指導管理料 他   |

#### 特別養護老人ホームに入所している患者に対する診療の一部

「配置医師（併設医療機関の医師も含む）」であるか否かに関わらず、特別養護老人ホームに入所している患者に対する診療で次の診療報酬については、算定できません。

- ・在宅療養指導料
- ・診療情報提供料（Ⅰ）（注2、注4及び注16に該当する場合に限る。）
- ・在宅患者訪問診療料 Ⅰ・Ⅱ（※）
- ・在宅患者共同診療料2及び3
- ・在宅時医学総合管理料
- ・施設入居時等医学総合管理料（※）
- ・在宅患者訪問看護・指導料 及び 同一建物居住者訪問看護・指導料（※）
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料（※）
- ・在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料
- ・訪問看護指示料（※）
- ・介護職員等喀痰吸引等指示料
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導料（※）

他

（※）特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍等であるものを除く。

#### 特別養護老人ホームの職員が行った医療行為

特別養護老人ホームの看護師、理学療法士等の職員が行った医療行為は、診療報酬を算定できません。

## II. 配置医師以外の保険医が診療する場合の取扱い

特別養護老人ホームに入所している患者に対する診療で、保険医が配置医師でない場合、算定できるケースと算定できないケースがありますので、ご注意ください。

### 保険医が配置医師でない場合の診療

- (1) 患者の傷病が配置医師の専門外にわたるものであり、入所者又はその家族等の求め等を踏まえ、入所者の状態に応じた医学的判断による配置医師の求めがある場合に限り、以下の診療報酬を算定できる。
- (2) (1)に関わらず、入所者又はその家族等の求めや入所者の状態に応じた医学的判断による配置医師の求めが明らかではない場合であっても、緊急の場合であって、施設の管理者の求めに応じて行った診療について、以下の診療報酬を同様に算定できる。

- |                              |                |
|------------------------------|----------------|
| ・初診料                         | ・再診料(外来診療料を含む) |
| ・往診料                         |                |
| ・検査(医科点数表第2章第3部の検査に係る診療報酬)   |                |
| ・処置等(医科点数表第2章第9部の処置等に係る診療報酬) |                |

ただし、入所者の求めによってではなく、医学的な健康管理のために定期的に特別養護老人ホームを訪問して診療する場合は、その保険医は配置医師とみなされ、初診料、再診料(外来診療料を含む)及び往診料が算定できません。

個別的な入所者からの求めに対応するためのものなのかを確認の上、算定してください。

※詳しくは、「大阪府ホームページ」に掲載しています、厚生労働省通知文書《「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について》等をご覧ください。

#### ◆大阪府ホームページ

福祉施設(特別養護老人ホーム等)における医療保険請求(施設・医療機関向け)

[http://www.pref.osaka.lg.jp/o100080/kokuho/iryouseido/shisetu\\_seikyuu.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/o100080/kokuho/iryouseido/shisetu_seikyuu.html)

大阪府 福祉施設(特別養護老人ホーム等)における医療保険請求

検索

#### 【福祉施設における医療費の適正な保険請求】

- 厚生労働省保険局医療課長通知(令和6年3月27日付け 保医発0327第9号)  
《「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について》
- 厚生労働省保険局医療課長通知(令和6年3月27日付け 保医発0327第8号)  
《「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について》
- 厚生労働省保険局医療課事務連絡(平成18年4月24日付け)  
《「特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについて」の運用上の留意事項について》

### Ⅲ. 特別養護老人ホームで実施される訪問歯科診療

特別養護老人ホームに入所している患者に対する歯科訪問診療の算定できる要件等は、次のとおりです。  
また、保険請求をする場合、患者さんの一部負担金を減免することは、規則違反(※)となります。

なお、歯科訪問診療の日常的な口腔ケア(施設が委託等したものを含む。)は、保険診療の対象にはなりません。  
※保険者が交付する一部負担金免除証明書を提示する患者を除く。

#### 歯科訪問診療料が算定できる要件

〈主な事項のみ掲載〉

- ① 在宅等において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者
- ② 次のいずれかに該当する訪問歯科診療
  - ・患者の求めに応じた歯科訪問診療
  - ・歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療が必要と認められた患者に対する当該患者の同意を得た歯科訪問診療

【参考】

【令和6年6月1日現在】

		同一の建物に居住する患者数				
		1人	2人以上 3人以下	4人以上 9人以下	10人以上 19人以下	20人以上
患者1人につき診療に要した時間	20分以上	歯科訪問診療1 【1,100点】	歯科訪問診療2 【410点】	歯科訪問診療3 【310点】	歯科訪問診療4 【160点】	歯科訪問診療5 【95点】
	20分未満		歯科訪問診療2 【287点】	歯科訪問診療3 【217点】	歯科訪問診療4 【96点】	歯科訪問診療5 【57点】

※保険医療機関は、在宅療養患者以外の患者に「歯科訪問診療2」、「歯科訪問診療3」、「歯科訪問診療4」、「歯科訪問診療5」のいずれかを算定した場合は、歯科訪問診療の実施日の属する月に、「歯科訪問診療を行った「日時」、「歯科医師の氏名」が記載された文書」を、患者若しくはその家族又は介護施設職員等の関係者のいずれかに提供する必要があります。

上記の提供文書を受け取られた際は、入所者の診療記録として保管・ご活用ください。

#### 歯科訪問診療料が算定できない例

- ・保険医療機関と施設との距離が16km(※)を超える場合
  - ※保険医療機関を中心とする半径16km圏域の外側に患家(施設)が所在する場合
  - 【例外】当該保険医療機関からの歯科訪問診療を必要とする絶対的な理由のある場合。

※ 詳しくは以下の大阪府ホームページをご覧ください。

○福祉施設(特別養護老人ホーム等)における医療保険請求(施設・医療機関向け)

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o100080/kokuho/iryouseido/shisetu\\_seikyu.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o100080/kokuho/iryouseido/shisetu_seikyu.html)

大阪府 福祉施設(特別養護老人ホーム等)における医療保険請求

検索

#### 【特別養護老人ホームで実施される訪問歯科診療】

- ・令和6年厚生労働省告示第57号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)別表第2(歯科点数表)P29～」
- ・厚生労働省保健局医療課長通知(令和6年3月5日付け 保医発0305第4号)  
 «診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)別添2(歯科点数表)P38～»

◆柔道整復、はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費について

1. 経済上の利益の提供による誘引の禁止

施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品(いわゆる紹介料)を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費(健康保険)支給の対象外です。

2. 施術には、健康保険を「使えるもの」と「使えないもの」があります

保険適用 施術種別	○ 使えます	× 使えません
柔道整復師の施術 (整骨院・接骨院など)	・骨折、脱臼、打撲および捻挫 (肉ばなれ)を含む ※骨折および脱臼は、応急の場合を除き 医師の同意書などが必要です	・単なる肩こり、筋肉疲労 ・交通事故等による後遺症 ・仕事中に起きた事故による負傷 など
はり師・きゅう師の 施術 (鍼灸院など)	・医師の同意書等を得た、神経痛、リウマチ、 頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎 捻挫後遺症など	・原則として左記以外のもの ・保険医療機関で同一疾病を治 療中の場合
あん摩マッサージ 指圧師の施術 (マッサージ院など)	・医師の同意書等を得た、筋まひ・筋委 縮・関節拘縮など、医療上のマッサージ を必要とする症例	・原則として左記以外のもの ・疲労回復や慰安が目的のあん 摩マッサージ

3. 施術のうち、往療には健康保険の「対象となるもの」と「対象とならないもの」があり、下記のそれら主だったものを記載します。

柔道整復施術	◇往療料は、下肢の骨折又は不全骨折、股関節脱臼、腰部捻挫等による歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由により患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に算定できるものであり、単に患者の希望のみにより又は定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には算定できない。 ◇同一の建築物に居住する複数の患者を同一日に施術した場合、往療料は別々には算定できない。
はり、きゅう及び あん摩マッサージ の施術	◇あん摩マッサージについては、主治の医師から同意を得た往療であること。 ◇往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等が突発的に発生したことにより通所して施術を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に算定できる。 ◇治療上真に必要なと認められる場合に支給できる治療上真に必要なと認められない場合又は単に患家の求めに応じた場合については往療料を算定できない。